

令和5年(フ)第2号

決 定

埼玉県熊谷市樋春1958番地4

破産者 株式会社平屋住宅

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和5年11月21日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁 判 官 藤 田 一 真

これは正本である。

令和5年11月21日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 多 田 栄 樹

